府令・省令

○内閣府・総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　野田　聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第三十条　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務 ［七～二十七　略］ 二十八　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務 ［二十九～三十七　略］ 三十八　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）による納付その他の徴収に関する事務	**第三十条**　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］ 六　酒税法（昭和二十八年法律第六号）による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務 ［七～二十七　同上］ 二十八　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務 ［二十九～三十七　同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十条第二十八号の改正規定　平成三十年十月一日

二　第三十条第三十七号の次に一号を加える改正規定　平成三十一年一月七日

三　第三十条第六号の改正規定　平成三十二年十月一日

○内閣府・文部科学省令第二号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）附則第三条及び第六条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　林　芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （専門職学科） **第三条**　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあっては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。 （令附則第五条及び第六条の届出書の様式等） **第四条**　令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。 2　第九条第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。	**附　則** ［条を加える。］ （令附則第三条の届出書の様式） **第三条**　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。 ［項を加える。］